

上関町週休2日工事实施要領

1. 趣旨

持続可能な建設産業を構築するためには、建設産業従事者の就労環境を改善することが重要であり、中でも建設現場における休日確保が、若者や女性をはじめとする担い手の確保と育成を進める上で、喫緊の課題となっている。

このため、本要領は、上関町が発注する建設工事の「週休2日」の実現に向け、週休2日の確保に取り組む工事（以下、週休2日工事という。）の実施方法等を定めたものである。

2. 用語の定義

- (1) 「週休2日工事（現場閉所型）・通期」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 「週休2日工事（現場閉所型）・月単位」とは、対象期間内でさらに連続する全ての4週間（28日）において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (3) 「対象期間」とは、現場作業着手日から現場作業完了日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- (4) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- (5) 「4週8休以上」とは、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）の水準以上に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3. 対象工事

上関町が「週休2日工事（発注者指定型又は受注者希望型）の対象工事」として発注する建設工事に適用する。

4. 発注方式

次のいずれかによる方式を基本とする。

なお、発注者は、一つの工事現場で複数の工事を分離発注する場合は、原則として、全ての工事について同一の方式を選択する。

- (1) 発注者指定型
発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式
- (2) 受注者希望型
受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式

5. 発注方法等

- (1) 発注方法

発注にあたっては、施工条件書に「週休2日工事（発注者指定型又は受注者希望型）の対象工事」である旨を明示する。

(2) 適正な工期の確保

国や県等が示すガイドライン等を参考にしながら、余裕期間、準備期間及び不稼働日数等を適切に確保する。

6. 実施方法

(1) 「発注者指定型」においては、契約後、設定した工期について、受発注者間で協議を行い、必要工期について確認をする。

(2) 「受注者希望型」の受注者は、契約後、速やかに週休2日の取組の希望の有無について、発注者に書面で協議するとともに、「週休2日」の実施を希望する場合には、必要工期について受発注者間で確認をする。

(3) 発注者は、(1)・(2)の協議により「週休2日」を実施するために工期延伸が必要と認められる場合は、速やかに工期延伸に係る契約変更を行うものとする。

また、受注者は、契約後の発注者との協議により決定した「週休2日」の実施内容を確実に履行するものとする。ただし、着手後に履行できないことが判明した場合には、速やかに発注者と協議すること。

なお、発注者は、工程の変更理由が次の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候により不稼働日が多く発生した場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

(4) 受注者の積極的な工程管理等により、余裕をもって工事を完成した場合において、工期の短縮変更は行わない。

7. 週休2日の確認方法等

(1) 週休2日工事（現場閉所型）

1) 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理等のため、現場閉所を計画していた日（休工期）に現場作業を行う場合は、原則、当該週において休工期を振替できるものとする。

2) 受注者は、工事完了後、現場閉所の状況を確認できる実施工程表を監督職員に提出する。ただし、同等の内容が確認できる資料であれば指定様式以外でも良い。期間は、現場作業着手日から現場作業完了日までとする。

なお、出面表等の根拠資料は提出不要であるが、監督職員や検査職員が請求した場合は、これを提示すること。

8. 経費の補正方法

「週休2日工事（発注者指定型又は受注者希望型）の対象工事」において、方式それぞれの補正方法を次のとおりとする。

- (1) 「発注者指定型」での発注時は、通期の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を設定するものとする。受注者が月単位を実施するとした場合において、この達成が確認された場合に、月単位の補正係数を各経費に乗じたうえで契約変更を行う。
なお、4週8休に満たないものは補正しないこととし、補正分を減額する契約変更を行う。
- (2) 「受注者希望型」での発注時は、経費等の補正は行わず予定価格を設定するものとする。希望した場合、精算時において、対象期間中の現場閉所の達成が確認された場合、通期もしくは月単位の補正係数を各経費に乗じたうえで契約変更を行う。
- (3) 共通事項
補正係数は別紙のとおり。

9. 工事成績評定

(1) 週休2日工事（現場閉所型）

- 1) 受注者が月単位を実施するとした場合において、この達成が確認された場合に、工事成績評定の考査項目別運用表において加点する。
- 2) 発注者指定型及び受注者希望型にて希望した工事において、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られず、週休2日を達成できなかった場合については、内容に応じて点数を減ずる措置を行うものとする。

(2) 共通事項

提出資料への虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合がある。

10. 工事標示板

週休2日工事の受注者は、週休2日に取り組んでいることを、工事掲示板に明記するものとする。

附 則

この要領は、令和6年5月1日から適用する。

【土木工事】、【機械設備工事】

＜補正係数（週休2日工事（現場閉所）・通期）＞

それぞれの経費に以下の補正係数を乗じる。なお、市場単価方式・土木工事標準単価については、**別表**に示す補正係数を乗じるものとする。

1) 4週8休以上（現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上）

- ・労務費 1.02
- ・機械経費(賃料) 1.02
- ・共通仮設費率 1.02
- ・現場管理費率 1.03

＜補正係数（週休2日工事（現場閉所）・月単位）＞

それぞれの経費に以下の補正係数を乗じる。なお、市場単価方式・土木工事標準単価については、**別表**に示す補正係数を乗じるものとする。

1) 4週8休以上（現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上）

- ・労務費 1.04
- ・機械経費(賃料) 1.02
- ・共通仮設費率 1.03
- ・現場管理費率 1.05

【土地改良工事】

＜補正係数（週休2日工事（現場閉所）・通期）＞

それぞれの経費に以下の補正係数を乗じる。なお、市場単価方式・土木工事標準単価については、**別表**に示す補正係数を乗じるものとする。

1) 4週8休以上（現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上）

- ・労務費 1.02
- ・機械経費(賃料) 1.02
- ・共通仮設費率 1.02
- ・現場管理費率 1.05

【港湾及び漁港・海岸工事】

港湾及び漁港・海岸工事の週休2日工事に関しては、別紙「港湾及び漁港・海岸工事編」による。

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01
	撤去・移設	1.02	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04
橋梁用伸縮接手装置設置工		1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮接手装置設置工		1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		通期	月単位
区画線工		1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03
	人力	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04
排水構造物工		1.02	1.04
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04
表層被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
防草シート設置工		1.01	1.03
紫外線硬化型 FRP シート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03
ノンコーキング式 コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
FRP 製格子状パネル設置工		1.00	1.00

侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.03

港湾及び漁港・海岸工事編

港湾及び漁港・海岸工事については、以下に示すとおり、対象期間中の全ての単位期間で4週8休以上が確保できた場合において、各経費を補正するものとする。

1 対象期間（別表－1参照）

- (1) 起算日は、現場作業着手日以降の最初の土曜日とする。
- (2) 現場閉所の確認は、起算日から完成通知書提出日2週間前の時点で単位期間が確保できる期間を対象とする。
- (3) 工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は対象外とする。

2 用語の定義

- (1) 単位期間（別表－1参照）
土曜日を起算日とし、4週目の金曜日までの連続する4週間（28日）をいう。
- (2) 4週8休以上（別表－2参照）
各単位期間において、8日以上現場閉所があることをいう。
なお、期間内に祝日、夏期休暇（土日を除く3日間）、年末年始休暇（土日を含む6日間）が含まれる場合は、これらの日数を加えた日数の現場閉所があること。

3 補正方法等

山口県設計標準歩掛表（港湾編）を適用する工事の労務単価等については、次の方法により補正するものとする。

- (1) 労務単価
積算において使用している職種の労務単価に補正係数1.04を乗じる。
（小数第1位四捨五入）
- (2) 機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率
それぞれの経費に、次の補正係数を乗じる。
 - ・機械経費（賃料） 1.02
 - ・共通仮設費率 1.02
 - ・現場管理費率 1.03
- (3) 市場単価
次の算式による。なお、4週8休以上を確保できた場合における工種毎の補正係数については別表－3によること。

$$\text{補正後市場単価} = \text{標準市場単価} \times \text{週休2日補正} \times \text{施工規模等補正}$$

※端数処理については、週休2日補正、施工規模等補正の順に、各補正毎に小数第1位以下切捨てとする。

※港湾及び漁港・海岸工事以外の市場単価、標準単価は補正の対象外とする。

(4) その他

工事において実施する設計等業務、測量調査、土質調査(チェックボーリング)等は、労務費補正の対象としない。

また、工場製作についても、労務費補正の対象としない。

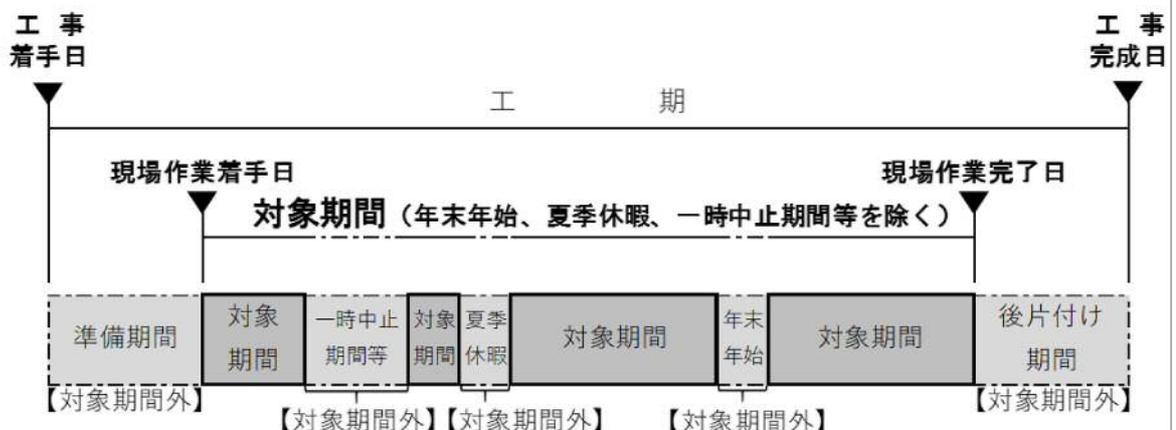
なお、積算基準が異なる複数工種区分を有する工事の共通仮設費・現場管理費率の補正は、適用した積算基準の間接費率による。

別表－１ 対象期間の例(港湾及び漁港・海岸工事)

		土	日	月	火	水	木	金	
		現場作業着手日							対象期間外
1週目	起算日								
2週目									
3週目									
4週目									
5週目									
6週目									
7週目									
8週目									
		(以降、4週間毎に単位期間を設定)							対象期間
13週目									
14週目									
15週目									
16週目									
17週目									
18週目									
19週目									
20週目									
21週目									
22週目									
23週目									
24週目									
25週目									
26週目									

注：21週目以降は、確認期限において4週（28日）が確保できないので対象外とする。
 →完成通知書提出日の2週間前までの時点で4週8休を確認できる期間を対象とする。

【参考】 対象期間（港湾及び漁港・海岸工事以外）



対象期間280日のうち現場閉所が行われた日数80日の場合、
 現場閉所率 $80日 / 280日 = 28.5\%$ →4週8休以上

別表－2 4週8休以上、達成・未達成の確認例(港湾及び漁港・海岸工事)

単位期間

例1) 対象期間内に祝日がない場合

○ 4週8休以上、達成の例

	土	日	月	火	水	木	金	
1週目								1 期間目
2週目								
3週目		休日作業		休日の振替				
4週目								
5週目								2 期間目
6週目								
7週目								
8週目								

1 期間目：日曜日に休日作業を行い、同じ単位期間内に休日の振替を取っているため、達成

○ 4週8休以上、未達成の例

	土	日	月	火	水	木	金	
1週目								1 期間目
2週目								
3週目		休日作業						
4週目								
5週目				休日の振替				2 期間目
6週目								
7週目								
8週目								

1 期間目：日曜日に休日作業を行い振替を取っているが、同じ単位期間内でないため、未達成

例2) 対象期間内に祝日がある場合

○ 4週8休以上、達成の例

	土	日	月	火	水	木	金	
1週目								1 期間目
2週目		祝日	振替休日					
3週目								
4週目								
5週目	祝日							2 期間目
6週目								
7週目								
8週目								

1 期間目：期間内に「祝日の振替休日」が1日あるため、9日以上現場閉所で達成

2 期間目：期間内の祝日が土曜日(週休日)であるため、8日以上現場閉所で達成

例3) 対象期間内に年末年始がある場合(R1.12~R2.1の例)

○ 4週8休以上、達成の例

	土	日	月	火	水	木	金	
1週目								1 期間目
2週目								
3週目								
4週目								
5週目		12/29	12/30	12/31	1/1	1/2	1/3	2 期間目
6週目								
7週目								
8週目								

2 期間目：期間内に年末年始(12/29~1/3)を含むため、13日以上現場閉所で達成

市場単価の補正係数(港湾工事及び漁港・海岸工事)

工種		補正係数
1	底面工	1.03
2	マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.00
3	支保工	1.04
4	足場工	1.02
5	鉄筋工	1.04
6	吊鉄筋工	1.04
7	型枠工	1.03
8	コンクリート打設工(ポンプ車打設)	1.04
	コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	1.04
9	止水板工	1.04
10	上蓋工	1.04
11	伸縮目地工	1.02
12	係船柱取付	1.04
13	防舷材取付	1.04
14	車止・縁金物取付	1.04
15	係船柱撤去	1.04
16	防舷材撤去工	1.04

工種		補正係数
17	車止撤去	1.04
18	電気防食取付	1.04
19	防砂目地板取付工(陸上施工)	0.04
20	防砂目地板取付工(水中施工)	1.03
21	吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	1.03
22	港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物)	1.03
23	ペトロラタム被覆	1.04
24	現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)	1.04
25	現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	1.04
26	かき落とし工	1.04
27	汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.03
28	汚濁防止膜枠設置・撤去	1.02
29	灯浮標設置・撤去	1.03
30	汚濁防止膜保守管理 (海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
	汚濁防止膜保守管理 (海上目視点検作業船なし)	1.04
31	異形ブロック制作 型枠工	1.04
	異形ブロック制作 コンクリート打設工	1.04
	異形ブロック制作 給熱養生	1.03